

埋設除草剤調査業務入札説明書

近畿中国森林管理局における埋設除草剤調査業務に係る入札公告（調査業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日 令和8年1月28日

2. 支出負担行為担当官代理 近畿中国森林管理局総務企画部長 松井 信行

3. 業務概要

(1) 業務名 埋設除草剤調査業務（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）

(2) 業務場所 広島県庄原市内の国有林（詳細な位置図は、契約締結後に交付する）

(3) 業務内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
（近畿中国森林管理局での閲覧書類を参照）

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

(5) 入札方式等

ア 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

イ 本業務は、入札者の提示する専門知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

ウ 本業務については、技術提案に関する事項の確実な履行を確保する必要があるため、技術提案に関する事項の履行確実性についても評価の対象とする。

エ 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(6) その他

ア 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・ 受付窓口: 別表1の5に同じ。
- ・ 受付時間: 別表1の5に同じ。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）に基づく登録を受けていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す期間に同種業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が 60 点未満のものを除く。

(6) 近畿中国森林管理局長が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が 60 点以上であること。

(7) 当該業務に係る技術提案書が適正であること。技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

なお、技術提案書で求める提案内容は以下のとおりである。

- ・ 予定管理技術者の経験及び能力
- ・ 企業の実績、能力及び信頼性
- ・ 業務の実施方針等
- ・ 技術提案

(8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者）及び照査技術者（成果物の内容について技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。

ア 次に該当する者とする。

地質調査技士（土壌・地下水汚染部門）の資格を有する者。

イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが 60 点未満のものは経験した業務として認めない。

ウ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書提出日以前において3ヶ月以上）があること。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術等の内容を明示した技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 本店、支店又は営業所が、別表1の4に示す区域内に所在すること。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限7MBのため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：別表1の5のとおり。

イ 提出方法:

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式 1-1）、「添付書類一覧」（様式 1-2）、「確認資料」（様式 2、3 及び添付資料）、「技術提案書」（様式 4-1、4-2、5、6、7-1、7-2、8、9、11、12 及び添付資料）をそれぞれ添付し提出すること。各々のファイルにまとめ（圧縮ファイルでもよい。ファイルの形式はウによる）契約書の写し等の添付書類は本文の様式に貼り付けるか、様式とともに 1 つの圧縮ファイルにまとめ提出すること。

ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、下記（ア）から（エ）の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書等として送信し、必要書類の一式は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限 7MB のため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。電子入札システムとの分割提出は認めない。

（ア） 電子メールで提出する旨の表示

（イ） 書類の目録

（ウ） 書類のページ数

（エ） 送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス

（オ） 提出場所:別表 1 の 5 のとおり。

ウ ファイル形式:

電子入札システムによる提出に当たって、申請書等は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

エ 提出期間: 別表 1 の 5 のとおり

オ 提出場所: 別表 1 の 5 のとおり

(2) 申請書は、様式 1-1 により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

提出資料は申請書（様式 1-1）を 1 頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること（全頁数が 10 頁のときは「1/10」から「10/10」と表示）。

また、提出書類の添付資料のうち様式 2、様式 3 に係わる添付資料は、提出（省略）確認のため、添付書類一覧（様式 1-2）を作成し、提出すること。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日における近畿中国森林管理局への入札参加が 2 回目以降となる場合は、令和 7 年 4 月 1 日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

ア 同種業務の実績（様式 2）

4. の(5)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を 1 件記載すること。

ただし、同種業務の要件が複数（例：「治山事業における山腹工の測量設計業務」及び「林道事業における〇〇測量設計業務」）の場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、実績を記載すること（一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種業務の実績等と見なさないので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務 1 件でよい。）。

イ 配置予定技術者の状況（様式3）

4. (8)ア、イに掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験等を1件記載すること。配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

なお、複数の同種業務の経験（例：「治山事業における山腹工の測量設計業務」及び「林道事業における〇〇測量設計業務」）を必要とする場合は、要件毎にそれぞれ1件、経験を記載すること（一方の要件に係る経験のみ記載の場合は同種業務の経験等と見なさない）ので注意すること。ただし、同一業務で複数の要件を満たす場合は、その業務1件でよい。）。

ウ 契約書の写し等（添付資料）

様式2の同種業務実績においては、ア 同種業務実績として記載した業務に係る契約書の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分）、イ 同種業務が確認できる書類の写し（仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分）を添付すること。ただし、当該業務が（一財）日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）。以下「TECRIS」という。」に登録されており、その内容がア、イを確認できる場合は、業務カルテの写し（ア、イが確認できる部分）を同種業務実績の証明とすることができる。

様式3の配置予定技術者の同種業務経験については、ア 同種業務経験として記載した業務に係る契約書の写し、イ 同種業務経験が確認できる書類の写し、ウ 管理技術者又は照査技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事実績が確認できる部分）を添付すること。なお、当該業務がTECRISに登録されており、その内容がア、イ、ウを確認できる場合は、業務カルテの写し（ア、イ、ウが確認できる部分）を同種業務経験の証明とすることができる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写しを添付すること。必要書類がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

様式2及び様式3で、TECRIS登録を「有」とした場合は、TECRIS登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できるものとする。

エ 4. (3)地質調査業者登録規程に基づく登録を受けていることが確認できる資料を添付すること。（登録通知の写し）

オ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。

(4) 技術提案書については、次に従い作成すること。

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、「技術提案」以外の事項については該当がない場合、記載は必要ない。

提出書類は表紙（様式4-1）を1頁とし、通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること（全頁数が15頁のときは「1/15」から「15/15」と表示。）。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 業務実施体制	<p>① 当該業務を担当する予定技術者名を記載する。 なお、技術資料提出時に配置する管理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。</p> <p>② 管理技術者と照査技術者は、双方を兼ねることはできないものとする。資格要件は上記4. (8)の要件を満たしていること。</p> <p>③ 資格欄には、当該技術者が所有する資格の種類、部門（選択科目）を記載する。</p>

	④ 記載様式は、様式5とする。
(2) 予定管理技術者の経験及び能力	<p>① 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に管理技術者としての実績の中から、次の優先順位で最大3件記載すること。</p> <p>ア) 森林管理局長等が発注した業務 イ) 上記以外が発注した業務</p> <p>② 同種業務は、入札公告に示す業務とする。</p> <p>③ 同種業務は、業務名、発注機関名、履行場所、履行期間等を記載すること。</p> <p>④ 同種業務として記載した業務が、森林管理局長等が発注し業務成績評定を実施した業務の場合には、業務成績評定通知書写しを提出すること。</p> <p>なお、評定点が60点未満のものは、業務実績として認めない。</p> <p>⑤ 継続教育に対する過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日）の取組状況を記載し、取得単位を証明する書類の写しを添付すること。</p> <p>⑥ 技術提案書提出時における手持ち業務の状況には、当該技術者が関係している契約金額1,000万円以上の管理技術者としてのすべての業務を記載すること。</p> <p>⑦ 管理技術者の所有する資格者証の写しを添付すること。</p> <p>⑧ 記載様式は、様式6とする。</p>
(3) 企業の実績、能力及び信頼性	<p>① 企業の実績及び能力</p> <p>近畿中国森林管理局長が発注した同種業務のうち、令和4年度から令和6年度に完成した業務の実績を記載すること。</p> <p>実績として記載した業務について、業務成績評定を実施している場合は、該当する業務すべての業務成績評定通知書を提出すること。</p> <p>近畿中国森林管理局において事前公募に基づく「災害復旧調査業務委託対象者」（※①）に選定されている場合は、選定結果通知書の写しを提出し、森林管理局長等が発注した、過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）に（※②）災害復旧調査業務の受注がある場合は、確認できる受注実績に関わる証明書等（以下「証明書等」という。）を提出すること。なお、過去2年間に近畿中国森林管理局等に置いて事前公募に基づく「災害復旧調査業務委託対象者」に選定されていないが、他の森林管理局長等と事前公募に基づき締結した（※②）災害復旧調査業務（災害協定等に基づく調査業務を含む。）の受注実績がある場合は、証明書等を提出すること。</p> <p>※①治山の場合は、【林地荒廃、治山施設に係る災害】 林道の場合は、【林道施設に係る災害】</p> <p>※②治山の場合は、【治山】 林道の場合は、【林道】</p> <p>② 記載様式は、様式7-1とする。</p> <p>③ 平成27年4月1日以降（過去10年間）に農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長から受けた優良業務表彰又は過去2年間において森林管理局が認定する調査等業務（大規模災害）の受注の有無を記載すること。</p> <p>④ 記載様式は、様式7-2とする。</p> <p>⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況について、記載すること。該当を選択した場合、それを証明する書類を添付すること。</p> <p>⑥ 記載様式は、様式8とする。</p> <p>⑦ 賃上げ実施の表明</p>

	⑧ 記載様式は、様式 9 とする。
(4) 業務の実施方針等	① 業務目的、内容、調査地域の特性、法令制限等を踏まえ、業務の実施方針を簡素に記載すること。 ② 当該業務を実施する際の業務の流れを簡素に記載すること。 ③ 主な作業について簡易な工程表を作成し、主たる担当技術者の配置について記載すること。 ④ 記載様式は、様式 11 とする。
(5) 技術提案 (提案内容の的確性、実現性及び独創性)	以下の①～③について、業務の内容や調査の対象となる地域、箇所の特性を踏まえて記載すること。 ① 総合的なコストに関する事項 対策工や調査時におけるコスト及びライフサイクルコストの縮減（既存の施設や調査結果の利用、観測機器・調査孔の維持管理などを含む。） ② 工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項 工事目的物や調査・観測機器の初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能への対応 調査精度（解析精度を含む。）の維持・向上のための取組 ③ 社会的要請に関する事項 対策工や調査時における水質汚濁、生物多様性、景観保全等環境の維持に対する取組 対策工や調査時における現地発生材や木材の利用、省資源・リサイクル対策への取組 調査時における安全対策の取組 調査時における地元関係者や対策工事施工業者との調整 ④ 記載様式は、様式 12 とする。

ア 技術提案に記載されていない場合は、競争参加資格がない者とする。

イ (2)の予定管理技術者の経験及び能力には、契約書の写し（業務名、発注機関、業務場所、契約金額、履行期間、受注者名、社印を有する部分）及び業務内容が確認できる資料の写し（仕様書、業務数量内訳書等で業務内容、数量が確認できる部分）を添付すること。

なお、当該業務が TECRIS に登録されている業務を実績とする場合については、業務実績カルテの写し（上記が確認できる部分）をもって契約書等に代えることができる。また、配置予定技術者の経験等には、資格者証の写し及び記載した業務に従事したことが確認できる資料（発注者に提出している技術者の届出書等の写し等）を添付すること。

TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できるものとする。

(5) 申請書等作成説明会
原則として実施しない。

(6) 確認資料及び技術提案書のヒアリング
確認資料及び技術提案書のヒアリングは原則として行わない。
なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(7) (1)の期間内に申請書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に実施する等）の記載は認めない。

(8) 競争参加資格の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無について別表2の1に示す日までに通知する。競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(9) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（別紙様式1）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表2の3のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の3に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：別表2の3のとおり。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（別紙様式2）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

(7) (4)の再苦情を申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

7. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)の評価項目における評価点の合計点とし、技術提案等の内容により最大 60 点を与える。

ただし、「評価点」の合計が 60 点に満たないことから、得られた技術点に 60/59 を乗じた数値を技術点とする。

イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（60 点）を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = \text{入札価格に対する得点配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る技術点及び価格点の合計点による「評価値」をもつて行う。

$$\text{評価値} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

(2) 総合評価における評価項目

ア 予定管理技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、過去 15 年間における同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任制、継続教育の実績（過去 3 年間の取得単位）により評価する。

イ 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項

近畿中国森林管理局発注に係る過去 2 年間の低入札調査価格等の実績、過去 2 年間の業務成績の平均点、信頼性、災害発生時の活動実績、過去 10 年間の優良業務表彰又は過去 2 年間における森林管理局が認定する調査等業務（大規模災害）の受注実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げ実施の表明により評価する。

ウ 業務の実施方針に関する事項

業務理解度、実施手順の妥当性により評価する。

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請により評価する。

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

(ア) 業務内容に対応した費用が計上されているか。

(イ) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

(ウ) 品質管理体制が確保されているか。

(エ) 再委託先への支払いは適正か。

(3) 技術点の算定

ア 技術提案書について、(2)のアからエまでの評価項目ごとに審査の上、(2)のアからウの評価項目に付与した評価点に、(2)のエの評価点に以下のイによる履行確実性の評価に基づく履行確実性度を乗じて得た値を加算し技術点とする。

$$\text{技術点} = \text{予定管理技術者の経験及び能力の評価点} + \text{企業の実績、能力、信頼性の評価点} + \text{業務の実施方針の評価点} + (\text{技術提案の評価点} \times \text{履行確実性度})$$

イ (2)のエの技術提案に関する事項について、ヒアリング、追加資料等に基づき、(2)のオの(ア)から(エ)までの評価項目ごとに当該技術提案に関する事項の履行確実性を審査し、5段階で総合的に評価の上、その評価に応じた履行確実性度（評価の高い順から 1.0、0.75、0.5、0.25、0）を与える。

技術提案に関する事項の技術点 = (2) のエの評価点 × 履行確実性度 [1.0/0.75/0.5/0.25/0]

(4) 評価に関する基準

ア 本業務の技術点の各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価指標	評価点
予定技術者の経験 及び能力	発注先別の業務経験に応じて評価	19 点
	配置予定技術者の成績評定の結果に応じて評価	
	配置予定技術者の手持ち業務件数に応じて評価	
	継続教育の実績に応じて評価	
企業の実績能力・ 信頼性	低入札価格又は品質確保基準価格対象業務の有無について評価	15 点
	業務成績に応じて評価	
	災害発生時に事前公募に基づき締結した災害復旧調査業務（災害協定等に基づく調査業務を含む。）の活動実績の有無を評価	
	指名停止等の不誠実な行為の有無について評価	
	農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長からの表彰の実績又は過去2年間において森林管理局が認定する調査等業務（大規模災害）の実績に応じて評価	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組の有無について評価	
業務の実施方針等	業務内容、調査地域の特性等が理解され、実施方針に的確に反映され妥当性が高い場合に優位に評価	10 点
	前提条件を把握し、必要な検討が行われたうえで実施手順が検討されている場合に優位に評価	
技術提案	提案の実現性等が高い場合に優位に評価	15 点
	工事目的物の機能、性能を理解し、現地実態を踏まえた提案となっている場合に優位に評価	
	施工箇所の位置付けを理解し、社会的要請を踏まえた提案となっている場合に優位に評価	
計		59 点

(ア) 配置予定技術者の候補者が複数人の場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

イ 技術提案の履行確実性の各評価項目における評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
業務内容に対応した経費が計上されているか	すべての積算費目において必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用については、その理由が明確であるか

配置予定技術者に適正な報酬が支払われているか	各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者の人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
再委託先への支払い等の内容は適正か	再委託の内容、金額が明確であるか

(5) 技術提案等に関する審査及び評価

技術提案及びその履行確実性の審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会において行う。技術提案の審査に当たっては、技術提案の妥当性、実現性について評価する。

なお、必須の評価項目のいずれかが無得点とされた場合にあっては、当該技術提案を不合格とする。

(6) 評価内容の担保等

ア 入札時に提示された技術提案については、契約書に添付し、業務完了後において、その履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、入札時に提示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、業務完了後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難であり、又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等成績評定要領に基づき、履行されなかったことにより満たされなかった評価項目1項目につき、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずるとともに、見直し評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、当該違約金額は入札価格の10%を上限とする。

(7) 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び評価の着目点は以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点
(1) 同種業務の実績	平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に発注先別の経験（森林管理局長等発注以外の業務も含む。）
(2) 過去に担当した同種業務の成績	森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者の評定点（令和4年4月1日から令和7年3月31日の平均点）
(3) 技術者の専任性	1件当たり1,000万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数及び総額

(4) 継続教育	森林分野及びその他分野に関する継続教育の取得単位数（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得単位）
(5) 低入札調査価格等	近畿中国森林管理局発注の業務において低入札調査価格又は品質確保基準価格対象業務の実績の有無（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間）
(6) 企業の業務成績	近畿中国森林管理局長が発注した同種業務の業務成績評定における企業の評定点（令和4年4月1日から令和7年3月31日の平均点）
(7) 災害発生時の活動実績	災害発生時に事前公募に基づき締結した災害復旧調査業務（災害協定等に基づく調査業務を含む。）の活動実績の有無（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間）
(8) 信頼性	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで間に指名停止等の不誠実な行為の有無
(9) 優良業務表彰	農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長からの優良業務表彰（過去10年間）又は過去2年間において森林管理局が認定する調査等業務（大規模災害）の受注実績の有無
(10) ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得の有無
(11) 賃上げ実施の表明 （加点の対象となる期間：事業年度で表明の場合は、契約日の属する年度に開始する事業年度、暦年で表明する場合は、契約日の属する暦年）	【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること
	【中小企業等】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること
(12) 業務理解度	保安林制度、森林整備保全事業、業務の対象となる地域、箇所の特性（各種法令等の規制、保全対象、その他考慮すべき地域特性）、業務の目的、内容の理解度
(13) 実施手順の妥当性	前提条件の把握、検討内容、手法等提案の的確性・妥当性・具体性
(14) 総合的なコスト	対策工や調査時におけるコスト及びライフサイクルコストの縮減（既存の施設や調査結果の利用、観測機器・調査孔の維持管理などを含む。）
(15) 工事目的物の性能・機能又は調査精度	①工事目的物や調査・観測機器の初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能への対応
	②調査精度（解析精度を含む。）の維持・向上のための取組
(16) 社会的要請	①対策工や調査時における水質汚濁、生物多様性、景観保全等環境の維持に対する取組
	②対策工や調査時における現地発生材や木材の利用、省資源・リサイクル対策への取組

	③調査時における安全対策の取組
	④調査時における地元関係者や対策工事施工業者との調整

(8) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に様式9の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。「※法人税申告書の別表1のこと。」

なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(9) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、近畿中国森林管理局長が確認を行うため、様式10又は様式10-1の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙1）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙2）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙1）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して3ヶ月以内に近畿中国森林管理局長に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、別紙1の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙2）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに近畿中国森林管理局長に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、別紙2の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙3のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、近畿中国森林管理局長が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間

と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

従業員への賃金引き上げ実績整理表(様式 10 又は 10-1) 及び添付資料については、電子メール又は郵送により、それぞれの提出期限内に以下の送付先に提出すること。

送付先: 〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75
近畿中国森林管理局 経理課
電話: 06-6881-3479
メールアドレス: nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

(10) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリング

ア どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを次のとおり実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

- (ア) ヒアリング実施日: 別表 2 の 2 のとおり。
- (イ) ヒアリング場 所: 別表 2 の 2 のとおり。
- (ウ) ヒアリング出席者: 技術提案書等の説明が可能な者であって、3 名以内とし、配置予定管理技術者及び増員予定の技術担当者を必ず含むものとする。
- (エ) そ の 他: ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

イ 入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、技術提案書等とは別に、アのヒアリングのため、以下の追加資料の提出を求める。

- (ア) 提 出 先: 別表 1 の 5 のとおり。
- (イ) 提出期限: 別表 2 の 2 のとおり。
- (ウ) 提出方法: 持参により紙媒体で 3 部提出すること。また、同時に追加提出資料の電子媒体 (CD-R 1 部) を提出すること。原則として電子メールに書面を添付して送信 (締切日必着) すること。
- (エ) 提出資料: ① 当該価格で入札した理由
② 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
③ 一般管理費等内訳書
④ 当該契約の履行体制
⑤ 手持ちのコンサルタント業務等の状況
⑥ 手持ち業務の人工
⑦ 配置予定技術者名簿
⑧ 直接人件費内訳書
⑨ 手持ち機械の状況 (測量、地質調査業務に限る。)
⑩ 過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者名
⑪ 再委託先からの見積書
⑫ 過去 3 ヶ月分の給与支払額を確認できる給与明細書及び賃金台帳の写し並びに過去 3 ヶ月分の法定福利費の負担状況 (事業者負担分に限る。) を確認できる書面の写し

ウ 履行確実性の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出並びに履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。

エ 提出された追加資料は、返却しない。

オ 提出された追加資料の差替え及び資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に提出を求めている資料がない場合は、資料の不備として提出がなかったものとみなす。

8. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受領期間：別表2の4のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。また、質問及び回答書の写しを、入札公告日の翌日から開札日の前日まで、近畿中国森林管理局ホームページ「[公告中の案件に関する質問及び回答](#)」に随時掲載する方法により公表する。

ホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>

9. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札：別表1の7のとおり。

(2) 紙入札方式による入札：別表1の7のとおり。

(3) 開札：別表1の7のとおり。

(4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

10. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は原則2回までとするが、支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

(4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12. 業務費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は発注者名及び業務名とともに、数量、単価、金額、会社名等を必ず記載すること。

なお、消費税相当額は業務価格に10%を乗じた額とする

ア 電子入札システムの場合

(ア) 提出方法

業務費内訳書を5.(1)のウに示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、業務費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、次の(イ)により提出すること。

(イ) 電子メールについて

業務費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ電子メール(締切日時必着)で提出すること。電子メールで提出する場合には、業務費内訳書の一式を送信するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。電子メールにより提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面(様式は自由。)を作成し、業務費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(A) 電子メールで提出する旨の表示

(B) 書類の目録

(C) 書類のページ数

(D) 送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス

提出先は、別表1の5のとおり。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5.(1)ウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名を行った業務費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、当該業務費内訳書が次の各項に掲げる場合に該当するものについては、「入札者注意書11」に該当する入札として、当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

業務費内訳書を無効とするもの

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

(ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

(イ) 内訳書とは無関係な書類である場合

(ウ) 他の業務の内訳書である場合

(エ) 白紙である場合

(オ) 内訳書が特定できない場合

(カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (ア) 他の業務費内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名が無い又は誤りがある場合
- (イ) 業務名が無い又は誤りがある場合
- (ウ) 提出業者名が無い又は誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）に定める立会官を立ち合わせて行う。紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び入札説明書・入札者注意書（近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件業務のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。
- (3) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (4) 上記(1)の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (6) (5)に該当する事実が契約後に確認された場合には、発注者は国有林野事業業務請負契約約款第44条第8号、同条第10号を適用し契約を解除することができるものとする。
- (7) 提出のあった技術提案書の記載内容が次に掲げる場合に該当し、業務が適切に履行できないと判断される者が行った入札は無効とする。
 - ア 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務履行が妨げられる内容となっている場合
 - イ 実施方針と特定テーマの技術提案との間に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

(8) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び当該ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

15. 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次の要件をすべて満たした者のうち、7.(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 技術提案の審査の結果、必須の評価項目がいずれも無得点でないこと。

(2) (1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじで落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(3) 予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、後述16.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(4) 責任の所在等

ア 契約担当官等が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方針等を指定しない部分の業務の関する業者の責任が軽減されるものではない。

イ 技術等の関する提案が履行できなかった場合で、再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

ウ 業務完了後の検査の際に、提案の履行状況が請負者の責により満足できない場合には、満足できない評価項目ごとに、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

16. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間延期は行わない。

(1) 提出を求める資料

ア 当該価格で入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴することがある。）

イ 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制

ウ 手持の建設コンサルタント等業務の状況

エ 手持機械等の状況

オ 過去に請け負った官公庁発注建設コンサルタント等業務名及び発注者

カ 経営内容

(2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に

従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札者注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止を行うことがある。

17. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行に当たり、受注者は、次の(1)から(5)について実施しなければならないものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を、受注者の負担により実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。
- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐すること。
- (3) 配置予定技術者とは別に、以下のアからイまでのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、「増員する担当技術者の経験及び能力」(様式6)、「増員する担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(様式自由)、配置予定管理技術者及び増員する担当技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。

ア 増員する担当技術者が管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者。

イ 配置予定管理技術者の保有しているすべての資格を有している者。

すべての要件を満たす増員する担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

なお、増員する担当技術者は、TECRISに登録すること。

- (4) 業務実施上必要となるすべての打合せに配置予定管理技術者と(3)により増員する担当技術者を出席させること。
- (5) 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合には、受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書(様式13)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。
なお、今後の入札参加資格の制限を行うことがある。

- (6) 上記(1)の第三者の企業及び照査技術者に要求される資格は以下とする。

ア 近畿中国森林管理局における令和7・8年度に係る一般競争参加資格の「地質調査」の認定を受けていること。

また、地質調査業者登録規程に基づく登録を受けていること。

イ 近畿中国森林管理局長から、指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。請負者との関係において、以下のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係：親会社と子会社の関係にある
親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

(イ) 人的関係：一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている。

エ 照査を行う第三者の照査技術者は、請負者が配置する照査技術者と同等以上の能力と経験を有する者であること。

- ・ 照査技術者と同等の同種業務実績を有する者であること。
- ・ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者であること。

18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（別紙様式1）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表2の5のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の5に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：別表2の5のとおり。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（別紙様式2）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

(7) (4)の再苦情を申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

19. 契約書作成の可否等

本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象業務である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願（別紙様式）を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合

がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）

20. 支払条件

(1) 前金払：有

(2) 部分払：有（落札者の選択事項であり、落札者決定後契約前に選択するものとする。）

21. 関連情報を入手するための照会窓口

別表1の5のとおり。

22. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、5.の(1)の確認資料及び技術提案書に記載した配置予定の技術者から当該業務に従事する技術者を選定し配置すること。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。

(4) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。

(5) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時（12時から13時までを除く。）

電話：048-254-6031

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

(6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(9) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、近畿中国森林管理局ホームページに掲載している仕様書とする。

(10) 本業務請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業業務請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別表 1

業務名：埋設除草剤調査業務

1 競争参加資格	格付年度：令和7・8年度 格付内容：地質調査 等級：A等級又はB等級
2 同種業務	実績期間：平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種業務 同種業務：埋設農薬等調査業務、又は治山流域別調査又は治山全体計画調査業務、地すべり機構調査業務、治山事業における溪間工又は山腹工の測量設計業務
3 業務成績評定点の平均点	期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日
4 所在地	近畿中国森林管理局管内
5 申請書等	提出期間：令和8年1月29日から令和8年2月12日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで 提出場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 電話：050-3160-6700 メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和8年1月29日から～令和8年3月9日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和8年3月5日 9時00分 入札締切 令和8年3月10日 14時00分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和8年3月10日 14時00分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和8年3月10日 14時15分 開札場所：近畿中国森林管理局 2階 第1会議室
8 国有林野事業業務請負契約約款	令和4年11月1日以降に締結する設計等業務の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

別表 2

業務名：埋設除草剤調査業務

1 競争参加資格の有無通知日	令和8年2月19日までに通知する
2 履行確実性の審査・評価に関するヒアリング	実施日：令和8年3月17日 場 所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 近畿中国森林管理局 資料提出期限：令和8年3月13日の17時00分まで
3 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明	提出期限：令和8年3月3日17時00分 説明回答：令和8年3月9日までに回答する 閲覧期間：令和8年3月9日から令和8年3月13日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
4 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問	受領期間：令和8年1月29日から令和8年2月27日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
5 落札者とならなかった者に対する理由の説明	提出期限：令和8年3月24日17時00分 説明回答：令和8年3月30日までに回答する 閲覧期間：令和8年3月30日から令和8年4月3日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 66 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。